

	<p>日程 5 春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開</p> <p>日程 6 春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について：公開</p> <p>日程 7 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について：公開</p> <p>日程 8 春日部市農地利用最適化推進委員募集要項の制定について：公開</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>小川 利雄</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>川鍋 浩之</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>岡本 勉</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	2	小川 利雄	7	川鍋 浩之	8	岡本 勉
	議席番号	委員氏名							
	2	小川 利雄							
	7	川鍋 浩之							
8	岡本 勉								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2023年第3回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員16名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日9時05分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生産緑地の取得斡旋について (回答) (2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (回答) (3) 春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について (4) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について (5) 春日部市農地利用最適化推進委員募集要項の制定について (6) 「令和6年度県農地利用の最適化施策に関する意見」の提出の実施と意見集約への協力依頼について (7) 新型コロナウイルス感染症に対する国の方針変更に伴う農業委員会活動について (8) 令和4年度の新規就農相談の状況について (個人・法人) <p>以上、8項目について協議しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に、農業振興審議会について議席番号1番鈴木宏委員より報告がございます。</p>
委員	<p>令和5年3月23日木曜日に春日部市農業振興審議会が開催されたので審議結果を報告いたします。はじめに諮問事項として「農用地区域からの除外申出について」1件、「春日部農業振興地域の農業の振興に関する定期的な検証について」4件、以上の審議を行い、全ての事項が承認可決されました。次に、報告事項として第1回、第2回の農業振興審議会の諮問事項の経過報告がありました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に、土地開発公社理事会について議席番号17番伊藤弘子委員より報告がございます。</p>
委員	<p>令和5年3月17日金曜日に開催された春日部市土地開発公社理事会の</p>

報告をいたします。協議事項ですが、はじめに「令和4年度春日部市土地開発公社補正予算」、次に「令和5年度春日部市土地開発公社予算」の以上2点について協議いたしました。

議長 ありがとうございます。

議長 本日の議題は、

日程1 議案第1号、農地法第3条（委員会）、1議案5件

日程2 議案第2号、農地法第5条（知事）、1議案6件

日程3 議案第3号、租税特別措置法適格者証明、1議案1件

日程4 議案第4号、生産緑地の取得斡旋について、1議案5件

日程5 議案第5号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、
1議案1件

日程6 議案第6号 春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、1議案1件

日程7 議案第7号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、
1議案1件

日程8 議案第8号、春日部市農地利用最適化推進委員募集要項の制定について、1議案1件

となります。

なお、日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）の申請番号13番は、議案書送付前に取下げがありましたので、欠番となります。

次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号2番小川利雄委員、7番川鍋浩之委員、8番岡本勉委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。

次に、会議規則第10条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には、入室の確認をいたします。

議長 それでは、議事にはいります。

日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号8番、11番、12番、14番及び15番について会議規則第19条第

事務局

3項の規定により事務局より説明を求めます。

議案書1頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条（委員会）について、許可申請が5件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号8番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この案件は2023年第2回総会からの継続審議案件です。申請人保有農地を申請人自身が耕作しているのか疑義が残る、と区域3の推進委員から報告があったため、保有農地の耕作状況等について聴き取り等を行った後に、審議を再開すべし、となった案件です。このことから、令和5年3月14日火曜日に代理人に対し、農業委員会会長、職務代理、継続審査担当委員及び保有農地のある地区の推進委員が出席する聴き取り調査を行ったところです。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。譲受人の居住地は杉戸町、保有農地は春日部市の外、杉戸町にも保有しています。杉戸町の保有農地について、杉戸町農業委員会に事務局が確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号11番、贈与による所有権移転、詳細は議案書のとおり。申請理由は世帯内の贈与です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。

次に、申請番号12番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は世帯内の贈与です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。

次に、議案書2頁、申請番号14番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は世帯内の贈与です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号15番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。これは、農地中間管理機構による農業経営基盤強化促進法第7条第1項に基づく農地売買等事業を活用した所有権移転です。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結

果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局に報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。次に、本案のうち、申請番号15番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたします。はじめに申請番号15番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号5番、萩原勝委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (萩原委員退室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、申請番号15番について事務局より担当推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

事務局より、担当推進委員に代わりまして、申請番号15番について報告いたします。令和5年3月13日に、栗原農業委員、岡田推進委員、中田推進委員の3名で、申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地及び申請地の隣地も以前から譲受人が耕作しており、その他の保有農地も全て耕作されており、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なしと意見を述べ、報告といたします、と報告がありました。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番、鈴木宏委員より申請番号15番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号15番について事前審査の報告をします。担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題はなく、申請地及び申請人保有農地の調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることを確認し、問題なし、との報告がありました。以上のことから当該申請については、事前審査委員4人の合議により、許可とする

議長	<p>ことと決しました。</p> <p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号15番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)、申請番号15番を事前審査委員の報告のとおり、許可と決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩)(萩原委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に、申請番号8番については継続審査担当委員として、申請番号14番については担当推進委員に代わり、議席番号13番、山崎勇喜委員より報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号8番について、継続審査の報告をします。事務局の説明にもありましたとおり、本案件は2023年2月総会からの継続案件です。そのため、令和5年3月14日火曜日に、齋藤会長、小川代理、事務局職員2名と岡田推進委員と私で、申請代理人に対して聴き取り調査を行いました。譲受人に確認したところ、令和4年1月の3条許可後、前の土地所有者、これまで耕作を行っていた地元農家及び譲受人との間で調整が取れていなかったため、耕作が出来なかったとのことでした。今回、譲受人と地元農家とで話し合いを行い、地元農家が一部の農作業を委託することで調整がつき「農作業受委託契約書」を交わしたと、その写しが事務局に提出されたことを確認しました。この契約書に基づき、令和5年以降は水稲を作付けするとのことでした。以上のことから、問題なしとして継続審査の報告をいたします。</p> <p>次に、担当推進委員に代わりまして、申請番号14番について報告いたします。令和5年3月9日に、鈴木農業委員、朝倉推進委員、瀬尾推進委員、及び私の4名で、申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、ネギが作付けされているなど、全て適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されてい</p>

ることが確認できました。以上のことから、問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号11番について議席番号4番、新井久義委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号11番について報告いたします。令和5年3月16日に、大塚農業委員、田口推進委員、野村推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。次に、豊春地区の申請地についてですが、担当地区推進委員から事務局を經由して問題がないことをうかがっております。以上のことから、問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号12番について議席番号9番、横井貞夫委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号12番について報告いたします。令和5年3月8日に、伊藤農業委員、岡本農業委員、上原推進委員、新井推進委員、田口推進委員、古谷推進委員、事務局職員1名及び私の8名で、申請地の現地調査等を実施したところ、適正に管理され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番、鈴木宏委員より申請番号8番、11番、12番及び14番の事前審査の報告を求めます。

委員 はじめに、申請番号8番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。継続審査を担当する農業委員に意見を求めたところ譲受人が耕作できなかつた保有農地について、3月14日に行われた聴き取り調査の中で、その経緯の説明があつたこと、3月17日金曜日に事務局へ「農作業受委託契約書」の写しが提出され、耕作の一部を地元農家に委託すること、この契約書に基づき、令和5年以降は水稻を作付けするということが明らかになりました。以上のことから、継続審査の対象となっていた問題は解消されたと判断し、事前審査委員4人の合議により、許可と決しました。

次に、申請番号11番、12番及び14番について一括して事前審査の報

告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員4人の合議により、許可と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。8番、11番、12番及び14番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)について申請番号8番、11番、12番及び14番を許可と決しました。

議長 次に、日程2、議案第2号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号10番、及び16番から20番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案書3頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条(知事)について許可申請が6件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号10番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。この案件は、2023年第2回総会からの継続審議案件です。昨年11月に適正な管理を指導した経営農地の状況が、最低限の管理のみで作付けがすぐできる状態ではなかったため、農地改良をしたとしてもその後、本当に計画書にある麦の作付けが行えるのか疑問が残る、とのことから、今後の営農計画等の確認を行った後に、審議を再開すべし、となった案件です。このことから、令和5年3月14日火曜日に代理人及び申請人に対し、農業委員会会長、職務代理、継続審査担当委員が出席する聴き取り調査を行ったところです。転用計画は農地改良工事で、申請地は以前から水田として耕作されていましたが、水が溜まりやすく、田植え、稲刈り等の農機具操作が大変なことから、対策として嵩上げし、畑として麦を作付けするために、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため、建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。案内図は11頁、詳細図は12頁から14頁となります。現地はス

クリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

次に、申請番号16番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は個人で建設業を営んでおり、転用計画は駐車場の新設です。現在は自宅兼事務所である敷地内に3台分の駐車場を確保していますが、自己所有の車両を駐車しており、来客時や資材搬送車両の駐車が困難なため、駐車場を新設する計画です。新設する駐車場には、来客用、資材搬送車両の他、近隣で駐車場に不足している個人及び法人用の車両7台を駐車し、現在使用している駐車場はそのまま使用、とのこと。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利敷のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、他法人からの融資で、融資する法人の融資証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号17番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する地区の自治会長の同意書が添付されています。資金計画については、金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書4頁、申請番号18番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和5年1月13日自己専用住宅で公告済の証明書が添付されていま

す。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号19番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和5年1月13日自己専用住宅で公告済の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号20番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は貨物運送業の他、倉庫業を営んでおり、転用計画は物流倉庫を新設する計画です。申請法人は、主に関東圏に物流倉庫を設置していますが、集配・配送の集約化と事業拡大のため、今回の申請に至ったものです。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、貯留槽に集水後、排水は合併処理浄化槽で処理後、それぞれ排水路に放流する計画です。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されていますが、添付された資金調達計画書によると事業計画規模に対して、建設費用が非常に安価に設定されていると思われるため、現在、代理人に確認を求めているところです。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

議長 次に、申請番号10番について、継続審査を担当する議席番号14番、大塚房男委員より報告を求めます。

委員 申請番号10番について、継続審査の報告をします。事務局の説明にもありましたとおり、本案件は2023年2月総会からの継続案件です。そのため、令和5年3月14日火曜日に、齋藤会長、小川代理、事務局職員2名と私で、申請人及び申請代理人に対して聴き取り調査を行いました。先月、担当地区推進委員から指摘のあった経営農地は、令和4年の10月の農地法第3条の際にも指摘のあった農地であり、令和4年11月に行った聴き取りの際には「今年の麦の作付けは一旦見送り、来年の作付けに向けて雑草対策に努める。」との意向のあった経営農地です。令和4年11月の聴き取り後に申請人が行った雑草対策の進捗状況を確認したところ、今後の作付けのためにプラソイラにて耕起し、現在はロータリーを入れて耕運をしている、とのことでした。また、今後の作業計画について確認したところ、今年の作業スケジュール表が提出され、作業人員についても、従業員を2人確保しており、申請人と合わせて、3人で月に1回は雑草の対策を行っていき、今年の夏ごろには、大豆を作付けしたい、とのことでした。以上のことから、前回総会で継続審査となった点は全て解消されたので、問題なしとして報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。はじめに、議席番号18番栗原健次委員より申請番号10番、16番、17番の事前審査の報告を求めます。

委員 はじめに、申請番号10番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。継続審査を担当する農業委員に意見を求めたところ3月14日に行われた聞き取り調査で、先月、担当地区推進委員から指摘のあった経営農地の雑草対策については、今後の作付けのために耕起・耕運を行っていること、今後の作業計画についても申請人及び従業員2名とともに月1回は雑草対策を行うこと、そして今年の夏頃には大豆を作付けする、との意向が確認できたので、前回総会で継続審査となった点は全て解消された、と報告がありました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号16番、17番について一括して報告いたします。現地調査の結果、申請農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。申請にも問題はないこと、周辺農地に及ぶ影響もないと思われまます。

以上のことから、事前審査委員4人の合議により、許可相当とすることと決しました。

議長

次に、議席番号17番、伊藤弘子委員より申請番号18番から20番の事前審査の報告を求めます。

委員

はじめに、申請番号18番、19番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。現地調査の結果、申請農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。申請にも問題はないこと、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号20番について事前審査の報告をします。現地調査の結果、申請農地について問題はありませんでしたが、事務局からの説明のあったとおり、添付された資金調達計画書によると事業計画規模に対して、建設費用が非常に安価に設定されていると思われ、建設費用が適正かどうかの確認が取れません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、建設費用を含む資金計画を十分精査することを条件とし、事前審査委員4人の合議により、許可相当とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号20番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって、はじめに申請番号20番、次に、申請番号10番及び16番から19番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号20番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号20番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。20番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いた

	<p>します。</p>
議長	<p>次に、申請番号10番及び16番から19番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号10番及び16番から19番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。10番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に日程3 議案第3号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号5番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5頁をご覧ください。議案第3号、租税特別措置法適格者証明について、申請が1件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。</p> <p>申請番号5番、詳細は議案書のとおり。案内図は25頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は250日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号5番について議席番号4番新井久義委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号5番について報告いたします。令和5年3月16日に、大塚農業委員、田口推進委員、野村推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なしと意見を述べ、報告といたします。</p>

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号17番伊藤弘子委員より申請番号5番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号5番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、証明することと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号5番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番号5番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に、日程4、議案第4号、生産緑地の取得斡旋について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により、このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の6頁をご覧ください。議案第4号、生産緑地の取得斡旋について斡旋依頼が5件ありましたので、審議を求めます。

生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この5件については、春日部市長より令和5年2月3日付け及び令和5年2月17日付けにて当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、3月8日まで農業委員に斡旋のお願いと、3月23日まで市ホームページにも公開しましたが、共に申出はありませんでした。よって、議案書7頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号、生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり回答することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号、生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり回答することに決しました。</p>
議長	<p>次に、日程5、議案第5号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により、このことについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10頁をご覧ください。議案第5号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。これは、利用権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。2月25日に農業委員に説明し、3月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書11頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>本案のうち、計画申請番号4番については農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。はじめに計画申請番号4番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号13番、山崎勇喜委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩) (山崎委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画申請番号4番については原</p>

案のとおり回答することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第5号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画申請番号4番については原案のとおり回答することに決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩) (山崎委員入室)

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。計画申請番号1番から3番及び、5番から29番について質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号1番から3番及び、5番から29番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第5号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画申請番号1番から3番及び5番から29番は、原案のとおり決定し、先程決定した計画申請番号4番を含め、春日部市長に送付いたします。

議長

次に、日程6、議案第6号、春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により、このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書30頁をご覧ください。議案第6号、春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、ご説明いたします。これは、令和4年12月26日付け事務連絡 農林水産省経営局農地政策課経営専門官（農業委員会担当）通知のあった「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について」に基づき、令和5年4月1日施行予定のいわゆる改正農業委員会法第7条の内容を踏まえた指針を3月末までに作成する必要が生じたため、改定するものです。2月25日に農業委員に説明し、3月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よっ

て、議案書 31 頁から 35 頁のとおり改定してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 6 号、春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、原案のとおり改定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第 6 号、春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、原案のとおり改定することに決しました。

議長

次に、日程 7、議案第 7 号、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。会議規則第 19 条第 3 項により、このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書 36 頁をご覧ください。議案第 7 号、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。これは、農業委員会による最適化活動の推進等について（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知）第 1 の 1 及び 2 に基づき、3 月末までに令和 5 年度最適化活動の目標の設定等を行う必要があるため、別紙のとおり設定してよいか、審議を求めるものです。3 月 15 日付け文書で農業委員に目標案を送付し、3 月 20 日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書 37 頁から 39 頁のとおり設定してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 7 号、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり設定することに賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第7号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり設定することに決しました。
議長	次に、日程8、議案第8号、春日部市農地利用最適化推進委員募集要項の制定について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により、このことについて、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書40頁をご覧ください。議案第8号、春日部市農地利用最適化推進委員募集要項の制定、についてご説明いたします。これは、令和5年12月の農地利用最適化推進委員の改選にあたり、農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の募集を行う必要があるため、別紙のとおり、募集要項を制定してよいか、審議を求めるものです。2月25日に農業委員に説明し、3月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書41頁から52頁のとおり制定してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号、春日部市農地利用最適化推進委員募集要項の制定について、原案のとおり制定することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第8号、春日部市農地利用最適化推進委員募集要項の制定について、案のとおり制定することに決しました。
議長	次に、 日程9 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」 日程10 報告第2号「農地法第4条（届出）」 日程11 報告第3号「農地法第5条（届出）」 日程12 報告第4号「農地法第6条（農地所有適格法人の報告）」 日程13 報告第5号「農地法第18条（通知）」 日程14 報告第6号「違反転用事案報告」 につきましては、議案書の53頁から69頁にお示しのとおりです。

議長	以上で議案は終了しました。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。 (総会前の運営委員会において、5月総会から農地利用最適化推進委員が出席することに決定した旨を事務局が報告)
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2023年第3回総会を閉会いたします。 閉会（午前11時16分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 _____ 会長 _____

農業委員 _____ 番 _____

農業委員 _____ 番 _____

農業委員 _____ 番 _____